

小田原市における新規就農の方法

新規就農するには、次の2つの条件を満たす必要があります。

- ① 〈農業者または農業法人の元で最低2年間〉or 〈神奈川県立かながわ農業アカデミーの学生である場合は最低1年間〉、**農作業（研修）に従事した実績**が証明できること。
※最低2作することを想定し、研修期間は2年間を設定します。
※研修内容は、栽培技術のほか、販路の確保など、自分で経営するために必要な事項を含みます。

- ② 就農後5年間の**営農計画**が立てられること。

→ ①・②の条件を満たした上で、次の2名の方から**推薦**を受けます。

- ・就農する地区の農業委員（必須）
- ・農業経営士 or 認定農業者 or 農業アカデミー（いずれか1名必須）

※上記の方とお知り合いでない場合は、地権者や研修先の農業者より紹介していただいてください。あるいは、農政課や農業委員会事務局から話をつなぐことも可能です。



最初の 農地の貸し借り（農用地利用権設定）に必要な手続き

農用地利用権設定とは？

地主、耕作者が安心して農地の貸し借りが行える方法の一つで、農業経営基盤強化促進法に基づいた制度です。本来、農地の貸し借りをする場合には、農地法の許可が必要ですが、農用地利用権設定は農地法の許可がいらない、簡単な申込で農地の貸し借りができるものです。（※市街化区域は除く）

就農1年目は、利用権設定できる期間は**1年間のみ**です。まずは1年間営農していただき、問題がなければそれ以降は、複数年の利用権設定が可能となります。

必要書類

- ✓ 利用権設定等申出書
- ✓ 各筆明細
- ✓ 農業研修等の証明書
- ✓ 推薦書

※法人で新規参入する場合、次の書類が追加で必要です。

- ◇ 定款（農業が事業として位置づけられていることの証明）
- ◇ 履歴事項全部証明書（役員に農業従事者がいることの証明）
- ◇ 確約書
- ◇ 利用権設定追加事項



【お問い合わせ先】

小田原市経済部農政課農林業振興係（小田原市荻窪 300 番地 小田原市役所 4 階）

TEL 0465-33-1494